

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業認定・証明実施要領

(目的)

第1条 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」の申込みにあたり、袋井市（以下「市」という。）が対象事業の認定及び証明を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要領において対象とする事業は、「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し、地方創生に資するもので、市内に主たる店舗・工場・事業所を有している者が、次の貸付制度を利用する事業とする。

- (1) 公庫国民生活事業においては、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。
- (2) 公庫中小企業事業においては、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に定める中小企業者であって、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。

(認定、証明の申請)

第3条 対象事業であることの認定及び証明を受けようとする者は、公庫、袋井商工会議所又は浅羽町商工会を通じて、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業認定・証明申請書（別記様式）
- (2) 申請日から3月以内の登記簿謄本又は定款（写可）
- (3) 会社概要及び当該貸付対象となる事業が「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し、地方創生に資する理由を記したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(照会)

第4条 市は、事業者から得た情報について、公庫に提供し、関係機関に照会することができる。

(協議)

第5条 この要領に定めのない事項は、市と公庫が協議のうえ別に定める。

附 則（平成6月26日）

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。